

四日市市なや学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第38号

四日市市なや学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市なや学習センター条例施行規則（平成17年四日市市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市なや学習センター条例(平成11年四日市市条例第13号。以下「条例」という。) <u>第15</u>条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎月第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときは、その翌日 <u>以降の最も近い休日でない日</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(使用期間等の制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が特に</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市市なや学習センター条例(平成11年四日市市条例第13号。以下「条例」という。) <u>第16</u>条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎月第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日に当たるときは、その翌日とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(使用期間等の制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者</u></p>

必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の申請)

第5条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、四日市市公共施設使用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により市長に申請しなければならない。

2及び3 (略)

(四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録申請)

第6条 四日市市公共施設案内・予約システム(以下「システム」という。)を利用しようとするものは、システム利用者登録申請書(第2号様式)により市長に申請し、システム利用者登録済証(第3号様式)の交付を受けなければならない。

2 (略)

3 登録を受けたもの(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたとき及び廃止しようとするときは、システム利用者登録申請書により、市長に登録の変更及び抹消を届け出なければならない。

4 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1)から(5)まで (略)

が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の申請)

第5条 条例第6条第1項の規定によりセンターの使用許可を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、四日市市公共施設利用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により指定管理者に申請しなければならない。

2及び3 (略)

(四日市市公共施設案内・予約システムの利用者登録申請)

第6条 四日市市公共施設案内・予約システム(以下「システム」という。)を利用しようとするものは、システム利用者登録申請書(第2号様式)により指定管理者に申請し、システム利用者登録済証(第3号様式)の交付を受けなければならない。

2 (略)

3 登録を受けたもの(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたとき及び廃止しようとするときは、システム利用者登録申請書により、指定管理者に登録の変更及び抹消を届け出なければならない。

4 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 前各号のほか、市長が登録者として不相当と認めたとき。

5 市長は、システムに障害が発生したとき又は点検の必要があるときは、システムを一時停止することができる。

(使用の許可)

第7条 市長は、第5条第1項の申請について適当と認めたときは、使用許可を決定し、四日市市公共施設使用許可書(第4号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用の変更及び取消し)

第9条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又はセンターの使用を取り消そうとするときは、四日市市なや学習センター使用変更(取消)・使用料還付申請書(第5号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、使用日時及び使用施設を変更しようとするときは、使用日の1月前(当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日)までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、使用の変更又は取消しを許可し、四日市市なや学習センター使用変更(取消)許可・使用料還付通知書(第6号様式。以下「変更・還付通知書」と

(6) 前各号のほか、指定管理者が登録者として不相当と認めたとき。

5 指定管理者は、システムに障害が発生したとき又は点検の必要があるときは、システムを一時停止することができる。

(使用の許可)

第7条 指定管理者は、第5条第1項の申請について適当と認めたときは、使用許可を決定し、四日市市公共施設利用許可書(第4号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用の変更)

第9条 使用者は、許可書に記載された事項を変更しようとするときは、四日市市なや学習センター使用変更許可申請書(第5号様式)に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。この場合において、利用日時及び利用施設を変更しようとするときは、使用日の1月前(当該日が開館日でない場合は、その直前の開館日)までに申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請について適当と認めたときは、使用の変更を許可し、四日市市なや学習センター使用変更許可書(第6号様式。以下「変更許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

いう。)を申請者に交付するものとする。

- 3 市長は、使用日時及び使用施設の変更を許可したときは、当該許可に対する再度の変更は許可しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(附属設備の使用料)

- 第10条 附属設備の使用料は、それぞれの種別ごとに別表で定める額とする。

(使用料の納付)

る。

- 3 指定管理者は、利用日時及び利用施設の変更を許可したときは、当該許可に対する再度の変更は許可しないものとする。

(使用の取消し)

- 第10条 使用者は、施設の使用を取り消そうとするとき(利用日時及び利用施設の変更を含む。)は、四日市市なや学習センター使用取消許可兼利用料金還付申請書(第7号様式。以下「取消・還付申請書」という。)に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請について適当と認めるときは、取消しを許可し、四日市市なや学習センター使用取消許可書兼利用料金還付決定通知書(第8号様式。以下「取消・還付決定通知書」という。)を申請者に交付するものとする。

(利用料金)

- 第11条 指定管理者は、条例第7条第2項に規定する利用料金の額を定めるときは、利用料金承認申請書(第9号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 附属設備の利用料金は、それぞれの種別ごとに別表で定める額を上限とする。

(利用料金の納付)

第 1 1 条 条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により使用料を許可後に納付することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場
合において使用料を前納できないと
き。

(2) その他市長が、特に必要と認めた
とき。

2 第 9 条第 2 項の規定により、使用の変
更を許可された場合において、既納の使
用料の額が変更後の使用料の額に対
して不足を生じるときは、使用者は、直
ちに当該不足額を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 1 2 条 条例第 6 条の規定に基づく使
用料の免除又は一部の減額の範囲は、次
のとおりとする。

(1) 及び(2) (略)

2 (略)

3 第 1 項に定める使用料の減免を受け
ようとするものは、四日市市公共施設使
用料等減免申請書 (第 7 号様式) に減免
を必要とする理由を記載し、市長に申請
しなければならない。

(利用料金の還付)

第 1 3 条 条例第 7 条ただし書の規定に
より使用料を還付する場合及び還付す
る額は、次に掲げるとおりとする。

第 1 2 条 条例第 7 条第 1 項ただし書の
規定により利用料金を許可後に納付す
ることができる場合は、次に掲げるとお
りとする。

(1) 国又は地方公共団体が使用する場
合において利用料金を前納できない
とき。

(2) その他指定管理者が、特に必要と
認めたとき。

2 第 9 条第 2 項の規定により、使用の変
更を許可された場合において、既納の利
用料金の額が変更後の利用料金の額に
対して不足を生じるときは、使用者は、
直ちに当該不足額を納付しなければな
らない。

(利用料金の減免)

第 1 3 条 条例第 8 条の規定に基づく利
用料金の免除又は一部の減額の範囲は、
次のとおりとする。

(1) 及び(2) (略)

2 (略)

3 第 1 項に定める利用料金の減免を受
けようとするものは、四日市市公共施設
利用料金等減免申請書 (第 1 0 号様式)
に減免を必要とする理由を記載し、指定
管理者に申請しなければならない。

(利用料金の還付)

第 1 4 条 条例第 9 条ただし書の規定に
より利用料金を還付する場合及び還付
する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。	使用料の全額
使用者が使用日の7日前までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料（使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額の範囲内において、市長が定める額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。）を差し引いた額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするものは、変更・還付申請書に許可書を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき還付を決定したときは、変更・還付通知書を交付するものとする。

4 前項の規定により使用料を受けた者が、変更・還付申請書と同時にセンターの施設等について第5条に定める使用

還付する場合	還付する額
災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。	利用料金の全額
使用者が使用日の7日前までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の利用料金から取消料（利用料金から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。）を差し引いた額

2 指定管理者は、前項の取消料の額を定めるときは、取消料承認申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により利用料金の還付を受けようとするものは、取消・還付申請書に許可書、変更許可書及び利用料金領収書を添えて指定管理者に申請しなければならない。

4 指定管理者は、前項の申請に基づき、還付を決定したときは、取消・還付決定通知書を交付するものとする。

許可の申請を行う場合に限り、変更・還付申請書に記載された還付金をその使用料に充てることができる。

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者及びセンターに入場する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) その他市長が定める事項及び係員の指示に従うこと。

第15条 (略)

(損傷等の届出)

第16条 使用者は、施設、附属設備等を損傷し、又は汚損したときは、直ちに理由を付して、市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の届出及び点検)

第17条 使用者は、条例第12条の規定により、施設、附属設備等を原状に回復したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その点検を受けなければならない。

第18条 (略)

(使用者の遵守事項)

第15条 使用者及びセンターに入場する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) その他指定管理者が定める事項及び係員の指示に従うこと。

第16条 (略)

(損傷等の届出)

第17条 使用者は、施設、附属設備等を損傷し、又は汚損したときは、直ちに理由を付して、指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の届出及び点検)

第18条 使用者は、条例第14条の規定により、施設、附属設備等を原状に回復したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その点検を受けなければならない。

第19条 (略)

改正後

別表 (第10条関係)

種別	単位	使用料	備考
貸しロッカー	(略)		
マイク・スピーカー	1回	150円	
二			
プロジェクター	1回	150円	

別表中1回とは、1つの使用許可ごとに1回とする。

改正前

別表（第11条関係）

種別	単位	利用料金の上限額	備考
貸しロッカー	(略)		
印刷機マスター	1回	150円	
印刷機インク	1回（500枚以内）	150円	
コピー機	1枚	30円	

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

四日市市公共施設使用許可申請書

年 月 日

利用者番号

団体名

住所

電話番号

次のとおり、四日市市公共施設を使用したいので申請します。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
使用目的 (行事名称)	
使用日時	
使用責任者	
使用人数	

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

使用料	基本使用料	冷暖房使用料	照明使用料
	円	円	円
	附属設備使用料	減免額	
	円	円	
合計			円

第 2 号様式 (第 6 条関係)

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書 (団体登録用)

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録について、次のとおり申請します。

※印は必ず記入してください。

申請日※	年 月 日	申請区分※	新規・変更・抹消
フリガナ※			
団体名※	<input type="checkbox"/> 非営利団体 / <input type="checkbox"/> 営利団体		
フリガナ※			
代表者名※			
住所※	〒 —		
電話番号※			
メールアドレス (携帯可)			
活動内容			
フリガナ※			
連絡者名※	(代表者と同じ方の場合は、 名前だけの記入で結構です。)		
住所※	〒 —		
電話番号※			
メールアドレス (携帯可)			
パスワード※			

(注) パスワードは、英数字 4 桁で記入してください。

利用者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

(注) 利用者番号は、既に利用者登録されている場合に記入してください。

※この申請書による個人情報、公共施設案内・予約システムの適正な管理運営のために使用するものであり、個人情報の保護に関する法律及び関係法令にもとづき、適正に管理いたします。

第4号様式（第7条関係）

四日市市公共施設使用許可書

許可 号
年 月 日

様

四日市市長

次のとおり、四日市市公共施設の使用を許可します。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
使用目的 (行事名称)	
使用日時	
使用責任者	
使用人数	

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	使用時間	使用人数	冷暖房設備	照明設備

使用料	基本使用料	冷暖房使用料	照明使用料
	円	円	円
	附属設備使用料	減免額	
	円	円	
合計			円

第5号様式（第9条関係）

四日市市なや学習センター 使用変更（取消）
使用料還付 申請書

年 月 日

四日市市長

（申請者）

住所 _____

団体名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

下記のとおり四日市市なや学習センターの 使用の変更（取消）
使用料の還付 を申請します。

使 用 日 時										
使 用 場 所										
変更（取消し）の理由										
変 更 の 内 容										
還 付 金 の 処 理 方 法	<input type="checkbox"/> 下記口座に入金する <input type="checkbox"/> 使用料の一部に充てる <input type="checkbox"/> 会計管理課窓口で受け取る									
還 付 先 口 座	金 融 機 関	銀行・信金					支店・支所			
		信組・農協					()			
	(金融機関コード)									
	(支店コード)									
	預 金 種 別	1 普通（総合）		2 当座		3 その他 ()				
口 座 番 号									/	
口 座 名 義										
(カナで記入)										

下欄は記入しないでください。

使用許可年月日			受 付 番 号		
使用料の精算	変 更	既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料	差 引 使 用 料	
	取	既 納 使 用 料	徴 収 金	還 付 金	
消	徴収の理由	四日市市なや学習センター条例施行規則第13条第1項 〔 〕の規定により〔 〕割を徴収します。			

※四日市市公共施設使用許可書を添付してください。

第6号様式（第9条関係）

四日市市なや学習センター 使用変更（取消）許可 書
 使用料還付通知

年 月 日

四日市市長

（申請者）

住所 _____

団体名 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

下記のとおり四日市市なや学習センターの 使用の変更（取消）を許可します。
 使用料の還付を通知します。

使 用 日 時										
使 用 場 所										
変更（取消し）の理由										
変 更 の 内 容										
還 付 金 の 処 理 方 法	<input type="checkbox"/> 下記口座に入金する <input type="checkbox"/> 使用料の一部に充てる <input type="checkbox"/> 会計管理課窓口で受け取る									
還 付 先 口 座	金 融 機 関	銀行・信金				支店・支所				
		信組・農協				()				
		(金融機関コード)				(支店コード)				
	預 金 種 別	1 普通（総合）		2 当座		3 その他 ()				
	口 座 番 号									
口 座 名 義 (カナで記入)										

使用許可年月日			受 付 番 号		
使用料の精算	変 更	既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料	差 引 使 用 料	
	取 消	既 納 使 用 料	徴 収 金	還 付 金	
	徴収の理由	四日市市なや学習センター条例施行規則第13条第1項 [] の規定により [] 割を徴収します。			

第7号様式から第9号様式までを削る。

第10号様式を第7号様式とし、第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第12条関係）

四日市市公共施設使用料等減免申請書

年 月 日

四日市市長

利用者番号

団体名

住所

電話番号

次のとおり、使用料等の減免を受けたいので申請します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
使用目的			
(行事名称)			
使用日時			
使用料	減免前使用料	減免額	合計
	円	円	円
減免理由			

第11号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の四日市市なや学習センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市なや学習センター条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

3 なや学習センターの使用許可に関し必要な手続きその他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

(市民生活部市民協働安全課)